

議案第十二号

港区立こども園条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区立こども園条例の一部を改正する条例

港区立こども園条例（平成十八年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一所得等の状況の欄中「所得税非課税世帯」を「保育料算定所得税額が零円の世帯」に、「所得税課税額」を「保育料算定所得税額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 この表において「前年分の保育料算定所得税額」とは、幼児教育を実施した月の属する年の前年の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十九条第二項に規定する課税総所得金額（以下「課税総所得金額」という。）から同法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族のうち十六歳未満である者の数に三十八万円を乗じて得た額及び同項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族のうち十九歳未満である者の数に二十五万円

を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）を課税総所得金額とした場合の同法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例により算出した額（区長が特に必要と認めるときは、その他の方法による計算により算出した額）をいう。

二 一月分から三月分までの幼児教育保育料におけるこの表の適用については、所得等の状況の欄中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。この場合において、備考第一号中「前年分の保育料算定所得税額」とあるのは「前々年分の保育料算定所得税額」と、「前年の」とあるのは「前々年の」と読み替えるものとする。

別表第二イ所得等の状況の欄中「所得税非課税世帯」を「保育料算定所得税額が零円の世帯」に、「区市町村民税非課税世帯」を「保育料算定区市町村民税額が零円の世帯」に、「区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯」を「保育料算定区市町村民税額のうち保育料算定均等割額のみ零円以外の世帯」に、「区市町村民税のうち所得割課税額がある世帯」を「保育料算定区市町村民税額のうち保育料算定所得割額が零円以外の世帯」に、「所得税課税額」を「保育料算定所得税額」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

一 この表において「前年分の保育料算定所得税額」とは、預かり保育を実施した月の属する年の前年の課税総所得金額から所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親

族のうち十六歳未満である者の数に三十八万円を乗じて得た額及び同項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族のうち十九歳未満である者の数に二十五万円を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）を課税総所得金額とした場合の同法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例により算出した額（区長が特に必要と認めるときは、その他の方法による計算により算出した額）をいう。

二 この表において「前年度分の保育料算定区市町村民税額」とは、預かり保育を実施した月の属する年度の前年度の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に規定する市町村民税（同法第一条第二項の規定により準用する特別区民税を含む。）の額から同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族のうち十六歳未満である者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族のうち十九歳未満である者の数に十二万円を乗じて得た額を合算した額に港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）第十九条第一項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。

三 この表において「保育料算定均等割額」とは、地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいう。

四 この表において「保育料算定所得割額」とは、前年度分の保育料算定区市町村民税額

から保育料算定均等割額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。

五 地方税法第三百二十三条に規定する区市町村民税の減額があったときは、その額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額から順次控除して得た額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額とする。

六 一月分から三月分までの預かり保育料におけるこの表の適用については、所得等の状況の欄中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。この場合において、備考第一号中「前年分の保育料算定所得税額」とあるのは「前々年分の保育料算定所得税額」と、「前年の」とあるのは「前々年の」と読み替えるものとする。

七 午後七時十五分から午後十時までの間に預かり保育を利用する場合は、預かり保育に要する費用として児童一人につき一時間（一時間に満たない端数は、一時間とする。）当たり四百円を徴収月額に加算する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区立こども園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一

及び別表第二イの規定は、次項に定めるものを除き、平成二十四年四月分以後の幼児教育保育料及び預かり保育料から適用し、同年三月分までの幼児教育保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

3 平成二十四年度分の預かり保育料についての改正後の条例別表第二イの規定の適用については、別表第二イの表二の項中「保育料算定区市町村民税額が零円の世帯」とあるのは「区市町村民税非課税世帯」と、同表三の項中「保育料算定区市町村民税額のうち保育料算定均等割額のみ零円以外の世帯」とあるのは「区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯」と、同表四の項中「保育料算定区市町村民税額のうち保育料算定所得割額が零円以外の世帯」とあるのは「区市町村民税のうち所得割課税額がある世帯」とする。

(説明)

平成二十二年度の税制改正に伴う年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による保育料への影響を生じさせないように、保育料の算定に係る規定を改正するため、本案を提出いたします。